

## ㊦ 政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

近年、中国をはじめとするアジア諸国の急速な成長を背景に経済のグローバル化が進展するとともに、国際物流が飛躍的に増大しています。こうした中で、世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、貿易手続の効率化など我が国の競争力強化を図るとともに、水際における国民生活の安全・安心を確保するため、関税制度の不断の見直しを行いつつ、関税等の適正な賦課・徴収や水際取締りの強化に取り組んでいくことが必要です。中でも、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るAEO(Authorized Economic Operators)制度の推進については、平成19年5月にとりまとめられた「アジア・ゲートウェイ構想」やその最重要項目の一つである「貿易手続改革プログラム」に掲げられ、「経済財政改革の基本方針2007」においてその着実な実施が決定されており、取組を一層強化することが重要です。

このような税関に対する様々な社会経済的要請に的確に応えるため、以下の三点につき、効率的・効果的に取り組んでいくことが重要です。

まず、「税」の面、すなわち歳入官庁としての税関の役割は、国税収入の約1割(約5兆4千億円)を徴収する機関として非常に重要になっています。そのため、適正な申告が可能となるよう納税環境の整備を進めるとともに、事後調査等に重点的に取り組むことにより、関税等の適正な賦課及び徴収を確保することが重要です。

また、「関」の面では、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを行うことにより、銃器・不正薬物等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物品や知的財産侵害物品等の効果的な水際取締りを行うことが重要です。

更に、「貿易円滑化」の面では、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された輸出入者等について簡素かつ迅速な通関手続等を可能とするAEO制度の推進等を通じ、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立に取り組むことが重要です。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第168回、第170回国会 総理大臣所信表明演説

第169回、第171回国会 総理大臣施政方針演説

第169回、第171回国会(平成21年1月28日) 財務大臣財政演説

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

長期戦略指針(イノベーション25)(平成19年6月1日閣議決定)

平成20年度予算編成の基本方針(平成19年12月4日閣議決定)

平成21年度予算編成の基本方針(平成20年12月3日閣議決定)

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成20年1月18日閣議決定)

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成21年1月19日閣議決定)

日本経済の進路と戦略(平成20年1月18日閣議決定)

新経済成長戦略のフォローアップと改訂(平成20年9月19日閣議決定)

経済財政の中長期方針と10年展望(平成21年1月19日閣議決定)

アジア・ゲートウェイ構想(平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議決定)

知的財産推進計画2007(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定)

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成19年6月19日改定、平成20年6月27日改定）

犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上

施策 5-3-5：独立行政法人通関情報処理センターの民営化

### 4. 平成20年度の事務運営の報告

#### 業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

##### [平成20年度実施計画]

##### ① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、輸入（納税）申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

更に、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者への立入調査、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適時適切に実施します。

##### ② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類及び課税価格の評価等について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

このような事前教示制度の利用を促進するため、税関の通関窓口等において、そのメリットを丁寧に周知します。また、事前教示制度の事務処理に当たっては、照会内容によっては時間をかけた深度のある検討が必要となるものがありますが、回答を迅速に行うため、引き続き分類センターや評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、各税関におけるデータベースの一層の活用を推進します。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」を設定し、引き続き、事前教示に迅速に対応しているかどうかを測定します。

##### ③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、外国貨物の管理者が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適切な輸入（納税）申告の確保を図ります。

##### [事務運営の報告]

##### ① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性の確保

##### イ 重点的な審査・検査の実施

貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地証明の適正性を確保するため、輸出入申告に対する審査・検査を的確に実施し、申告誤りといった非違事案の捕捉に努めました。また、審査・検査に当たっては、適正かつ迅速な通関に資するようコンピュータシステムを活用するとともに、研修等を通じて職員の商品等に対する知識向上を図

り、適正な申告が行われていない可能性が高い貨物について重点的な審査・検査を行いました。

○参考指標 5-3-2：審査・検査における非違発見件数 (単位：件)

|        | 平成16年  | 17年    | 18年    | 19年    | 20年    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 非違発見件数 | 36,315 | 42,081 | 50,049 | 58,250 | 50,632 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

□ 正確な品目分類のための分析手法の見直し

正確な品目分類による適正な課税を確保するため、必要に応じ貨物の組成等の分析を行っています。特に、関税中央分析所においては、税関における効率的で精度の高い分析に資するため、引き続き分析手法の調査・研究を行うとともに、分析手法の見直しにも努めました。

○参考指標 5-3-3：税関分析法等の見直し及び検討件数 (単位：件)

|           | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 見直し及び検討件数 | 114   | 109 | 111 | 135 | 128 |

(出所) 関税中央分析所調

(注) 各税関における統一的な分析を確保するために標準的な分析法を定めた税関分析法に関する見直しや検討、あるいは、従来の分析方法では対応できない新規の輸出入貨物の分析等に関する調査・研究を行った件数。

ハ 輸入事後調査の実施

輸入者の事業所を個別に訪問し関係帳簿書類を調査するなど、輸入（納税）申告が適正に行われていたかを事後に確認する輸入事後調査を適時・的確に実施し、原材料費用等の申告漏れを発見するなど、関税等の適正な賦課・徴収の確保に努めました。このように輸入事後調査を的確に実施した結果、平成19事務年度における不足申告価格（申告漏れ）は、過去最高の約1,617億円となりました。

○参考指標 5-3-5：輸入事後調査実績（実施件数） (単位：件)

| 事務年度（7～6月） | 平成16年度 | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 実施件数       | 5,223  | 5,401 | 5,548 | 5,865 | N. A. |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 平成20年度実績値は、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-6：事後調査実績（事後調査における不足申告価格（申告漏れ））

(単位：百万円)

| 事務年度（7～6月） | 平成16年度  | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度  |
|------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 不足申告価格     | 116,168 | 161,556 | 155,372 | 161,667 | N. A. |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注2) 平成20年度実績値は、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-7: 事後調査実績 (事後調査における非違の割合) (単位: %)

| 事務年度 (7~6月) | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|--------|------|------|------|------|
| 非違の割合       | 63.9   | 67.4 | 69.1 | 69.9 | N.A. |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 非違発見件数 (実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注2) 平成20年度実績値は、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書へ掲載予定。

○参考指標 5-3-8: 加算税の徴収実績 (単位: 件、百万円)

|                |    | 平成16年度 | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度  |
|----------------|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 通関時            | 件数 | 2,238  | 2,944  | 2,117  | 2,141  | 1,740 |
|                | 金額 | 52     | 594    | 68     | 55     | 65    |
| 事後調査<br>(事務年度) | 件数 | 13,795 | 13,103 | 16,202 | 18,503 | N.A.  |
|                | 金額 | 846    | 550    | 662    | 697    | N.A.  |

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の賦課決定件数及び賦課決定額。

(注2) 「通関時」は、輸入申告の審査段階において発見し賦課したもの、「事後調査」は輸入許可後の調査により発見し賦課したものの件数。

(注3) 平成20年度事後調査 (事務年度) 実績値については、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書へ掲載予定。

(注4) 平成17年度の通関時における加算税の実績 (賦課決定額) が約6億円と前年比の約11倍であるのは、同年度に摘発された大口脱税事件の影響によるもの。

## 二 通関業者に対する適切な指導・監督

平成20年度においては、通関業者への定期的な立入調査を行い、管理監督体制を検証し、非違事案の原因究明と再発防止策について適切な指導を行うほか、非違の件数や態様を勘案し通関業者の経営者層に対しても管理監督体制について必要な助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。

また、改善を指導した通関業者については、改善状況の確認を行い指導の実効性を確保するよう努めました。

更に、法令違反があった場合には、通関業法の規定に基づき行政処分を行いました。

○参考指標 5-3-9: 通関業者の業務の運営状況 (通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数) (単位: 件)

|      | 平成16年度 | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 許可件数 | 65     | 57    | 60    | 50    | 54    |
| 総数   | 1,297  | 1,332 | 1,350 | 1,373 | 1,391 |
| 処分件数 | 2      | 1     | 7     | 5     | 3     |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数: 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

(注4) 平成18年度の処分件数が大幅に増加しているのは、同一の通関業者において複数の税関にまたがる処分事案が発生したことによるもの。

## ② 事前教示の充実

### イ 事前教示制度の運用状況

事前教示制度については、回答が3年間通関審査に際して尊重されるなどのメリットがある文書による事前教示の活用を促すとともに、回答の更なる早期化など手続の改善を行いました。また、事前教示の照会に対し、分類センターによる全国レベルでの分類事例の分析や、各税関におけるデータベースの活用を推進し、迅速な回答に努めました。

こうした取組の結果、業績指標 5-3-1「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」については、文書による照会に対して30日以内で回答した割合は2年連続で99.9%を達成するとともに、平均処理日数についても14.3日と目標値より短縮しました。また、口頭による照会に対して即日回答した割合については、目標値の99.9%には届かないものの、99.7%と高い割合となっています。

#### ◎業績指標 5-3-1：事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）

(単位：％、日)

|         | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |      |
|---------|--------|------|------|------|------|------|
|         |        |      |      |      | 目標値  | 実績値  |
| 文書による回答 | 94.8   | 95.8 | 99.6 | 99.9 | 99.9 | 99.9 |
| 平均処理日数  | 18.7   | 18.3 | 15.3 | 15.3 | 15   | 14.3 |
| 口頭による回答 | 99.6   | 99.8 | 99.8 | 99.7 | 99.9 | 99.7 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

#### ○参考指標 5-3-10：事前教示制度の運用状況（事前教示回答件数）

(単位：件)

|      | 平成16年  | 17年    | 18年    | 19年    | 20年    |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 文書回答 | 3,679  | 3,840  | 4,420  | 4,691  | 5,075  |
| 口頭回答 | 83,343 | 77,135 | 75,720 | 73,181 | 55,028 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 文書回答：文書により受け付け、文書によりその回答を行った件数。

(注2) 口頭回答：電話等により受け付け、口頭によりその回答を行った件数。

## ③ 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の新規許可又は更新等の申請があった場合には、申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査し、貨物管理責任者等に

対し必要な指導を行った上で、許可等を行いました。

また、許可等の後においても、被許可者の法令遵守状況等を確認するため、定期的に保税地域への立入検査や貨物保全措置の点検を行い、直接その場で必要な指導等を行いました。

更に、法令違反があった場合には、関税法の規定に基づき、非違の程度に応じて、許可の取消しや外国貨物の搬入停止等の行政処分を行い改善を求めるなど、保税制度の適切な運用に努めました。

○参考指標 5-3-11：保税地域数（総数、新規許可件数及び更新件数）（単位：件）

|        | 平成16年 | 17年   | 18年   | 19年   | 20年   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数     | 5,829 | 5,786 | 5,710 | 5,698 | 5,683 |
| 新規許可件数 | 266   | 293   | 309   | 243   | 230   |
| 更新件数   | 702   | 737   | 1,239 | 1,062 | 755   |

（出所）関税局監視課調

（注1）総数：保税地域の各年1月1日現在の総数。

（注2）新規許可件数：保税地域の許可を新規に行った件数。

（注3）更新件数：保税地域の許可期間の更新（許可期間は原則6年。更新も同じ。）を行った件数。

○参考指標 5-3-12：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数（単位：件）

| 事務年度（7～6月） | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度  |
|------------|--------|------|------|------|-------|
| 非違発見件数     | 135    | 175  | 216  | 127  | N. A. |
| 処分件数       | 7      | 9    | 22   | 13   | N. A. |

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）平成20年度実績値は、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書に掲載予定。

**業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止**

**[平成20年度実施計画]**

① 取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の水準の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行う必要があります。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、これまで差止申立て制度や取締り対象の拡大等の制度改正、所要の定員の確保や機構の整備等の体制強化に取り組んできたところですが、引き続き、知的財産の保護のため、制度改正や体制強化を行うなど取組を強化していく必要があります。

不正薬物・銃砲等の社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的です。このため、平成19年2月から、外国貿易船の船長や外国貿易機の機長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化するとともに、また、6月から、混載貨物の詳細情報を求めることができることとし、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行うこととしました。このほか、大型X線検査装置を始めとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬

探知犬、監視艇等の取締機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んだ重点的な水際取締りを行います。

また、特にテロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出された貨物について手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施します。

更に、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図るため、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策の強化に取り組みます。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、我が国への不正薬物の流入を水際においてどれだけ阻止できているかを測定します。また、「事前選定による検査指数」及び「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。

## ② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。更に、民間からの情報提供の促進に努めます。

特に、知的財産侵害物品については、水際における差止実績の多くが中国又は韓国からの物品であることから、平成19年10月に日中韓3カ国関税局長・長官会議知的財産作業部会を開催し、より一層効果的な取締りを実施するため、日中韓3カ国における情報交換の促進等を盛り込んだアクション・プランを策定しており、今後とも本アクション・プランに基づく情報交換を積極的に実施します。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述のとおり、平成19年2月から、外国貿易船の船長等に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の入港前の報告を義務化したことから、これらの情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

当該目標に対応する業績指標として、「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、様々な手段で収集した情報が摘発に生かされているかを測定します。

## ③ 北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う安全対策

平成20年7月に北海道洞爺湖においてサミットが開催されるとともに、サミット開催前には多くの関係閣僚会議等が日本各地で開催されます。サミット等は、主要国の首脳等が一堂に会することから、国際テロや反グローバリズムを掲げる団体による過激な行動等が懸念されます。税関では、北海道洞爺湖サミット等の成功に向けて、警察、海上保安庁及び法務省入国管理局などの関係機関との緊密な連携、協力の下で各種の安全対策を実施します。

## [事務運営の報告]

### ① 取締体制の整備

税関では、覚せい剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、関係機関と連携し、積極的な取締りを実施しました。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的なことから、外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行いました。

また、年々増加する輸出入貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、よりの確な検査を実施するため、各種X線検

査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、これらの効率的な活用に努めました。更に、平成18年6月に取りまとめた「検査機器に関する懇話会」における検討結果も踏まえ、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組みを行いました。

加えて、テロ対策の強化の観点から、平成15年3月より日・米税関当局の間で実施している海上コンテナ安全対策（C S I : Container Security Initiative）について、平成21年1月より日・加税関当局の間においても海上コンテナ安全対策を開始し、日・北米間の海上貨物輸送全体のより一層の安全強化と円滑化を図りました。

（注）海上コンテナ安全対策（C S I : Container Security Initiative）とは、海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、コンテナ貨物を船積みする外国の港に税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナを選定し、検査（X線検査等）を要請する取組み。

## イ 不正薬物の水際押収量の割合

業績指標 5-3-2「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、不正薬物の密輸阻止に取り組まれました。我が国で乱用されている不正薬物は、国内で違法栽培されている大麻の一部を除けば、そのほとんどは海外から密輸入されたものであり、また、不正薬物が一旦国内へ持ち込まれると取締りや押収が極めて困難になります。このため、不正薬物の供給を水際で遮断することが国内の薬物乱用問題を解決するうえで重要です。平成20年に税関が水際で摘発した不正薬物の押収量は、覚せい剤の摘発件数が110件（対前年比53%増）と過去最高を記録し、押収量も408kg（対前年比42%増）と大幅に増加しました。また、不正薬物の水際押収量の割合は、平成16～20年実績値でみると、国内での大麻栽培事犯の検挙件数が平成20年に大幅な増加を示す中で水際以外での大麻押収量が大幅に増えたこと等により、前期を3.1ポイント下回ったものの、77.3%と依然高水準を維持しています。（税関での水際押収量は、参考指標 5-3-15（P372）を参照。）

### ◎業績指標 5-3-2：不正薬物の水際押収量の割合

（単位：％）

|          | 平成12～16年 | 13～17年 | 14～18年 | 15～19年 | 16～20年 |      |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|------|
|          |          |        |        |        | 目標値    | 実績値  |
| 水際押収量の割合 | 85.0     | 81.0   | 81.8   | 80.4   | 向上     | 77.3 |

（出所） 関税局調査課調

（注1） 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚せい剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、水際押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

（注2） 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

## ロ 事前報告情報を活用した検査の強化

業績指標 5-3-3「事前選定による検査指数」を設定し、海上貨物スクリーニングシステムを活用するとともに、混載貨物の詳細情報を積極的に求め、貨物の事前報告情



報を出来るだけ早く入手することによって、取締対象貨物を早期に絞り込んで重点的な取締りが実施できるように努めました。その結果、前年度に比べてハイリスク貨物に対する検査が強化されました。

また、航空機旅客等の携帯品についても、事前報告情報を活用し、重点的な取締りに努めました。

#### ◎業績指標 5-3-3：事前選定による検査指数

|             | 平成18年度 | 19年度 | 20年度 |     |
|-------------|--------|------|------|-----|
|             |        |      | 目標値  | 実績値 |
| 事前選定による検査指数 | 100    | 168  | 168  | 201 |

(出所) 関税局監視課調

(注) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

#### ハ 大型X線検査装置等による検査の強化

大型X線検査装置については、近年、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯が多発している状況を踏まえ、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため、平成17年度までに全国16か所（13港）に配備しました。

平成20年度においては業績指標 5-3-4「大型X線検査装置による検査指数」を設定し、大型X線検査装置を活用した効果的・効率的な大型貨物の取締りに努めるとともに、大型X線検査装置以外の検査機器についても有効活用を図りました。その結果、当指標に関しては、目標値は達成できませんでしたが、前年度に比べて3ポイント増と大型貨物の取締りが強化されました。

#### ◎業績指標 5-3-4：大型X線検査装置による検査指数

|                 | 平成18年度 | 19年度 | 20年度 |     |
|-----------------|--------|------|------|-----|
|                 |        |      | 目標値  | 実績値 |
| 大型X線検査装置による検査指数 | 100    | 106  | 115  | 109 |

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

#### ② 関係機関との連携と情報の収集

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と情報交換の更なる拡大・充実に努めるなど連携の一層の強化を図りました。また、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成20年度においては、新たに税関相互支援協定をマカオと締結、オランダとは署名し、ベトナム、スイスとの間のEPAにおいては、税関当局間の情報交換の規定を盛り込むとともに、締結済みの相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めました。

このように、様々な手段で収集した情報が摘発に活かされているかを測定するため、業績指標 5-3-5「密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合」を設定し、密輸関連情報の入手に努めるとともに、各種情報の分析等に積極的に取り組みました。その結果、平成20年は目標値を下回ったものの、17.7%と前年より大幅に向上しました。これは、犯則手口の悪質化・巧妙化を背景に国内関係機関の情報入手件数及び関係業界団体からの通報件数が減少したことが当指標を巡る外部要因として考えられます。他方で、税関において独自に内部情報の分析等を行った結果により得た情報を活用したものの割合が増加しており、事前情報の報告が義務化された平成19年以降、その活用及び定着が図られたと考えられます。犯則手口が悪質化・巧妙化する中、関係機関等との連携を強化するとともに、引き続き情報交換及び入手情報の分析を積極的に行っていきます。

◎業績指標 5-3-5：密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合 (単位：%)

|                   | 平成16年 | 17年  | 18年  | 19年  | 20年 |      |
|-------------------|-------|------|------|------|-----|------|
|                   |       |      |      |      | 目標値 | 実績値  |
| ①情報を活用したものの割合     | 19.6  | 14.7 | 14.6 | 14.2 | 20  | 17.7 |
| ②事前報告情報を活用したものの割合 | 2.6   | 10.1 | 15.8 | 23.2 | 25  | 25.0 |

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) ①は密輸に関する個別情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発総件数に占める割合。

(注2) ②は郵便物を除く、積荷・旅客等に関する事前報告情報を端緒として摘発した件数の不正薬物の密輸摘発件数に占める割合。

③ 北海道洞爺湖サミット等の開催に伴う安全対策

昨年7月には北海道洞爺湖においてサミットが、また、サミット開催前には多くの関係関係僚会議等が日本各地で開催されたことから、税関では、関係機関と緊密な連携・協力の下、テロ行為等を未然に防止するため、銃砲、爆発物等の密輸入阻止を目的として、入国旅客及び乗員の携帯品の開披検査並び輸入商業貨物及び輸入郵便物の審査・検査を強化するなどの安全対策を実施しました。

④ 平成21年度関税改正

平成21年度関税改正において、税関における水際取締りの充実等を図るため、次の施策を講じました。

イ 印紙又は郵便切手類の偽造品、変造品及び模造品について、税関における水際取締りの充実・強化を図る観点から、関税法上の輸入してはならない貨物に追加しました。

ロ 近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案して、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可をしないことができる要件として、申請者が暴力団員等であること等を追加しました。

◎業績目標 5-3-3：税関手続における利用者の利便性の向上

[平成20年度実施計画]

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まると同時に、年々増加する輸出

入申告を迅速・円滑に処理することが求められています。

このため、税関としては、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献することが重要となっています。具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度の拡充をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続の簡素化に向けた様々な制度の改善を行い、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

特に、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化を両立させる観点から、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対して簡易な通関手続を行えるようにするAEO制度について、平成14年の米国におけるC-TPAT導入以降、我が国やEU等の諸外国においても制度の導入・拡充等の取組が進められています。

我が国においては、これまで輸出入者等に対するAEO制度として簡易申告制度、特定輸出申告制度及び特定保税承認制度を順次整備してきたところですが、今後、制度の活用が一層なされるよう既存制度の改善に努めるとともに、AEO制度の対象となる事業者の拡大などを進める必要があります。更に、我が国のAEO事業者による輸出貨物が輸入先国において迅速な通関が可能となるよう、我が国と同様のAEO制度を導入している米国・EUに加え豪州・ニュージーランドやアジア諸国との間でAEO事業者の相互認証協議を進めているところですが、今後更に協議を加速していくことが重要です。

これらの取組も含め、税関手続における利用者の利便性について、アンケート調査を通じて利用者の意見等を聴取し、その結果の分析を踏まえ、制度の改善を図り、利用者の一層の利便性向上に努めます。

更に、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果から、税関職員の接遇の更なる向上を目指します。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。また、「簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）」、「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」及び「特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）」を設定し、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する特例措置の利用状況を測定します。更に、「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

## 〔事務運営の報告〕

### ① AEO（認定事業者）制度の推進等

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化する「AEO制度」を推進しました。平成21年度関税改正においては、AEO制度の対象者を製造者に拡大することにより、サプライチェーン全体にわたるAEO制度を構築しました。また、AEO制度の利用の促進に努め、特定輸出申告制度については、特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合を5割超まで高めるとの貿易手続改革プログラムに掲げられた官民の目標を達成しました。

更に、平成20年5月14日、ニュージーランドとの間で、我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の合意を行い、平成20年10月20日から、当該相互承認に基づく通関が行われています。また、米国、EUとの間で相互承認協議を進めました。更に、日中韓3か国関税局長・長官会議での合意を踏まえ、中韓との間で、AEOプログラムに係るワーキンググループ設置に合意したほか、カナダ、シンガポール及びマレーシアとの間でも相互の制度について研究を行いました。

## ② 輸入通関における平均所要時間

業績指標 5-3-6「輸入通関における平均所要時間（調査実施年度のみ）」については、平成18年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月に公表しました。

平均所要時間は、前回調査（平成16年3月）と比べ、海上貨物は4.3時間から3.3時間に短縮し、航空貨物は、前回と同じ0.4時間を維持しています。これは、税関の深夜・休日等における通関体制の整備の定着などにより、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

なお、平成20年度においては、平成21年3月に調査を実施していますが、調査結果については、平成21年6月下旬以降に確定する予定です。

### ◎業績指標 5-3-6：輸入通関における平均所要時間

（単位：時間）

|        |    | 平成9年度<br>(H10.3実施) | 12年度<br>(H13.3実施) | 15年度<br>(H16.3実施) | 17年度<br>(H18.3実施) | 20年度 |      |
|--------|----|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|------|
|        |    |                    |                   |                   |                   | 目標値  | 実績値  |
| 平均所要時間 | 海上 | 5.6(86.7)          | 4.9(73.8)         | 4.3(67.1)         | 3.3(63.8)         | 3.0  | N.A. |
|        | 航空 | 0.7(31.5)          | 0.6(25.7)         | 0.4(17.0)         | 0.4(14.4)         | 0.4  | N.A. |

（出所）関税局業務課調

（注1）輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

（注2）調査を実施した年度のみ計上している。

（注3）平成20年度実績値は、平成21年6月下旬以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書に掲載予定。

## ③ AEO制度の利用状況

業績指標 5-3-7「簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）」については、制度の改善を図るとともに、制度のメリット等の周知に努めた結果、目標値の70者を2者上回り平成19年度（56者）から16者増の72者となりました。

### ◎業績指標 5-3-7：簡易申告制度の利用状況（特例輸入者数）

（単位：者）

|        | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |     |
|--------|--------|------|------|------|------|-----|
|        |        |      |      |      | 目標値  | 実績値 |
| 特例輸入者数 | 56     | 55   | 51   | 56   | 70   | 72  |

（出所）関税局業務課調

（注）各年度末における特例輸入者数。

業績指標 5-3-8「特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）」については、貿易手続改革プログラム（平成20年8月改訂）において、平成20年末までに特定輸出申告制度を利用可能な事業者による輸出額の割合が5割超まで高めていくことが官民の目標として掲げられていることも踏まえ、重点的に取り組んだ結果、平成20年度の実績は目標値の140者を大幅に上回る205者となりました。

## ◎業績指標 5-3-8：特定輸出申告制度の利用状況（特定輸出者数）（単位：者）

|        | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |     |
|--------|--------|------|------|------|------|-----|
|        |        |      |      |      | 目標値  | 実績値 |
| 特定輸出者数 | —      | 1    | 8    | 100  | 140  | 205 |

（出所） 関税局業務課調

（注1） 各年度末における特定輸出者数。

（注2） 本制度の導入が平成18年3月1日であるため、平成16年度の実績はない。

業績指標 5-3-9「特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）」については、貿易手続改革プログラム（平成20年8月改訂）において、平成20年度関税改正により利便性向上が図られている本制度について、利用者の一層の拡大を目指すこと等を踏まえ、重点的に取り組んだ結果、平成20年度の実績は平成19年度（18者）から37者増加し、目標値の40者を上回る55者となりました。

## （新）◎業績指標 5-3-9：特定保税承認制度の利用状況（特定保税承認者数）（単位：者）

|          | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |     |
|----------|--------|------|------|------|------|-----|
|          |        |      |      |      | 目標値  | 実績値 |
| 特定保税承認者数 | —      | —    | —    | 18   | 40   | 55  |

（出所） 関税局監視課調

（注1） 各年度末における特定保税承認者数。

（注2） 本制度の導入が平成19年10月1日であるため、平成18年度までの実績はない。

## （参考）認定通関業者制度の利用状況（認定通関業者数）（単位：者）

|         | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---------|--------|------|------|------|------|
| 認定通関業者数 | —      | —    | —    | —    | 8    |

（出所） 関税局業務課調

（注1） 各年度末における認定通関業者数。

（注2） 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度までの実績はない。

（注3） 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

## （参考）特定保税運送制度の利用状況（特定保税運送者数）（単位：者）

|          | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|--------|------|------|------|------|
| 特定保税運送者数 | —      | —    | —    | —    | 0    |

（出所） 関税局監視課調

（注1） 各年度末における特定保税運送者数。

（注2） 本制度の導入が平成20年4月1日であるため、平成19年度までの実績はない。

（注3） 「平成21年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

## ④ 輸出入通関における利用者満足度

業績指標 5-3-10「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者及び通関業者を対象としてアンケート調査を実施して計測しました。

平成20年度のアンケート調査は、平成20年12月に全国の税関において輸出入者及び通

関業者を対象として実施し、輸出入者については485者から、通関業者については917営業所から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変満足」及び「満足」）を得た割合である「輸入手続全体に関する評価（満足度）」は、輸出入者については28.5%（前年度：23.2%）、通関業者については37.2%（前年度：30.4%）と、それぞれ目標値には達しなかったものの、前年度に比べ大幅に上昇しました。これは、輸出入通関における利用者の満足度の向上に向けて、その基本である丁寧な説明や文書による事前教示制度の利用拡大等に取り組んだことが要因と考えられます。これらの結果を踏まえ、職員の接遇等の更なる改善を目指して職員研修の充実を図ってまいります。

◎業績指標 5-3-10：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)

|     |      | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |      |
|-----|------|--------|------|------|------|------|------|
|     |      |        |      |      |      | 目標値  | 実績値  |
| 満足度 | 輸出入者 | 20.2   | 24.5 | 19.0 | 23.2 | 30.0 | 28.5 |
|     | 通関業者 | 24.6   | 33.0 | 29.5 | 30.4 | 40.0 | 37.2 |

(出所) 関税局業務課調（アンケート調査による）

(注) アンケート調査の概要についてはP550参照。

なお、上記の評価に「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、輸出入者については、52.3%（前年度：50.0%）、通関業者については、69.8%（前年度：67.2%）と上昇しています。

(参考) 輸出入通関における利用者満足度（上位3段階評価） (単位：%)

|     |      | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|------|--------|------|------|------|------|
| 満足度 | 輸出入者 | 55.5   | 53.2 | 48.8 | 50.0 | 52.3 |
|     | 通関業者 | 63.5   | 65.5 | 64.7 | 67.2 | 69.8 |

⑤ 旅具通関

平成20年度のアンケート調査は、平成20年12月に成田、関西、中部及び福岡の各空港において一般旅客を対象として実施し、1,122名の方から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価（「大変満足」及び「満足」）を得た割合である「旅具通関に対する利用者の評価」は、51.0%と前年度を0.9ポイント下回る結果（前年度：51.9%）となりましたが、「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、75.6%と前年度を上回る結果（前年度67.9%）となりました。また、改善度については、34.8%の方が、以前と比べて良くなったと評価しており、悪くなったとの評価が1.7%であったことから、税関職員の接遇の向上等については、職員研修等の成果が現れたものと分析されます。これらの結果を踏まえ、引き続き税関職員の接遇の向上等に努めます。

更に、「携帯品・別送品申告書」の記入方法がわかりづらいという、過去のアンケート調査の際のご意見を受け、申告書を提出する方にとってより理解しやすい表現となるよう申告諸様式の見直しを行いました。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しています。)

○参考指標 5-3-29：旅具通関に対する利用者の評価 (単位：%)

|     | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 評 価 | 55.8   | 45.6 | 50.8 | 51.9 | 51.0 |

(出所) 関税局監視課調 (アンケート調査による。)

(注) アンケート調査の概要についてはP552参照。

(参考) 旅具通関に対する利用者の評価 (上位3段階評価) (単位：%)

|     | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 評 価 | 79.2   | 76.1 | 68.7 | 67.9 | 75.6 |

**施 策 5-3-4**：次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。(成果重視事業)

[平成20年度実施計画]

① 税関システムの現状

国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組んでいます。

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に通関情報処理システム(NACCS)を導入し、以後も累次のシステム更改や他省庁システムとのシングルウィンドウの実現など、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。

② 次期税関システムの更改と関係省庁のシステムの一体的運営

輸出入及び港湾・空港の税関手続については、適正な通関を確保しつつ、迅速かつ円滑な処理を実施することにより利用者の利便性を向上させ、国際物流の迅速化・円滑化・電子化に貢献するため、次期税関システムの平成20年10月の稼働を目指します。

また、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれている貿易手続改革プログラムにおいて、「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)」とされたことを受け、関係府省とも協力し、申請画面や業務コードの統一などの機能や利便性を向上させた次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)の平成20年10月の稼働を目指します。

更に、利用者の利便性向上やコストの削減を図る観点から、NACCSと港湾EDIを平成20年10月に統合することや、関係省庁の輸出入等関連情報処理システムについても一体的な運営を行うことを目指します。

当該施策に対応する業績指標として、「次期NACCSの利用状況(システム処理率)」及び「次期NACCSの運用状況(システム稼働率)」を設定し、国際物流の電子化等への貢献状況を測定します。

[事務運営の報告]

① 税関システムの現状

輸出入及び港湾・空港の税関手続については、通関情報処理システム(NACCS)

(注1)を導入し、以後も累次のシステム更改等を通じ、通関の迅速化や、輸出入者等の利便性の向上を図っています。引き続き、システムの管理体制を充実することにより、安定稼働に努めるとともに、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組みました。これらの結果、平成20年におけるシステム処理率は

輸出入とも約98%となるとともに、平成20年におけるシステム稼働率は99.99%と、引き続き高水準を維持しています。

## ② 次期税関システムの更改と関係省庁のシステムの一体的運営

平成20年度においては、平成20年10月にSea-NACCSを更改し、インボイス登録業務など機能の強化を図るとともに、港湾関連手続を処理している国土交通省の港湾EDIを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム（Sea-NACCS）（注2）を稼働させました。また、平成22年2月に、Air-NACCSを更改、Sea-NACCSと統合し、一つのシステムにすることとしています。

また、平成20年10月に、従来のシングルウィンドウを発展させ、申請画面や利用者コードの統一などの機能や利便性を向上させたシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させました。このシングルウィンドウについては、平成19年6月に閣議決定された「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月改訂）において、稼働後も官民の関係者が継続的な見直しを行っていくこととされており、平成21年10月に港湾管理者の手続を、平成22年2月には、空港の入出港手続をシングルウィンドウに追加するほか、関係省庁システムのうち、貿易管理手続を処理する経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を予定しています。

更に、関係省庁システムについても一体的な運営を行うこととしました。

「成果重視事業」である「次期税関システム開発事業」に係る評価については、平成20年度においては事業効果が発現しないため、当該施策に対応する業績指標として、NACCSの利用状況（システム処理率）及び運用状況（システム稼働率）を設定し国際物流の電子化等への貢献状況を測定するなど、事業効果が発現する平成21年度及び22年度に評価を行う予定です。

（注1）NACCSは、税関手続及びこれに関連する民間業務を処理するシステムとして、昭和53年に航空貨物を処理する航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）が、平成3年に海上貨物を処理する海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）が導入されました。NACCS及び府省共通ポータルの管理・運営並びに関係省庁システムの一体的な運営は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が行っています。（平成20年9月までは独立行政法人通関情報処理センターがNACCSの管理・運営を行っていました。）

（注2）輸出入・港湾関連情報処理システム

輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務（貨物管理等）を国際物流の流れの中で一体として処理する官民共同システム。なお、輸出入等関連業務とは、税関手続、入管手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、植物検疫手続、動物検疫手続、貿易管理手続及び港湾手続に関する業務をいいます。

### ◎業績指標 5-3-11：次期NACCSの利用状況（システム処理率）（単位：％）

|         | 平成21年目標値               | 22年目標値                |
|---------|------------------------|-----------------------|
| システム処理率 | 海上貨物の輸出入申告のシステム処理率 98% | 全貨物の輸出入申告のシステム処理率 98% |

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注1）NACCSにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。



(注2) システム処理率において、平成21年度目標値は、海上NACCSのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

◎業績指標 5-3-12：次期NACCSの運用状況（システム稼働率）（単位：％）

| システム稼働率 | 平成21年度目標値 | 22年度目標値 |
|---------|-----------|---------|
| 航空NACCS | —         | 99.99   |
| 海上NACCS | 99.99     | 99.99   |

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) 航空NACCSの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

○参考指標 5-3-27：NACCSの利用状況（システム処理率）（単位：％）

|           |      | 平成16年 | 17年  | 18年  | 19年  | 20年  |
|-----------|------|-------|------|------|------|------|
| 電算<br>処理率 | 輸出許可 | 98.6  | 98.0 | 98.3 | 98.1 | 97.8 |
|           | 輸入許可 | 97.4  | 97.5 | 97.7 | 97.7 | 97.8 |

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) NACCSにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

○参考指標 5-3-28：NACCSの運用状況（システム稼働率）（単位：％）

|             |         | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|---------|--------|------|------|------|------|
| システム<br>稼働率 | 航空NACCS | 99.9   | 99.9 | 100  | 99.9 | 99.9 |
|             | 海上NACCS | 100    | 100  | 100  | 100  | 99.9 |

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間（※）及び計画的な停止による時間を除く時間。

（※）メンテナンス時間

航空：午前4:30～午前5:00（平成13年10月までは午前4:30～午前6:00）

海上：午前2:00～午前4:00（平成14年4月までは午前2:00～午前5:00）

㊦ 施策 5-3-5：独立行政法人通関情報処理センターの民営化

[平成20年度実施計画]

独立行政法人通関情報処理センター（NACCSセンター）は、税関手続とこれに密接に関連する民間業務を国際物流の流れの中で一体的に処理する官民共同システムである通関情報処理システム（NACCS）を運営・管理し、我が国の国際物流の円滑化・効率化に寄与しているところです。

NACCSセンターは、官民共同出資の独立行政法人であり、税関手続業務のみならず民間の物流関連業務も処理するなど、従来より一般の株式会社の組織・業務内容と比較的近い性格を有していたことに加え、今後、民間利用者等から様々な新規の物流関連業務の展開など業務範囲の拡大に対応していくことが求められています。

このため、組織形態を株式会社とすることで、企業経営による経営の合理化、業務運営の更なる効率化及び新規業務展開などにより、民間利用者の利便性向上に資することが期待できることから、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年10月に民営化することを目指します。

なお、民営化にあたっては、NACCSは我が国の国際物流の基幹的システムであり、また、輸出入申告に係る企業情報を取り扱うことなどから、中立・公平かつ安定的な運営を確保するとともに、全国一律のサービスが必要であることから、国が一定の関与を行う必要があると考え、特殊会社として民営化することとします。

[事務運営の報告]

独立行政法人通関情報処理センターについては、組織形態を株式会社とすることによる

業務運営の更なる効率化や、新規業務の展開などにより利用者の利便性向上が期待できることから、民営化することとしました。その結果、平成20年5月23日に成立した「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、同センターが解散し、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が平成20年10月1日に設立されました。

## 施策 5-3-6：実効性ある税関行政実現のための情報提供

### [平成20年度実施計画]

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における銃器・不正薬物等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご存知いただくことが必要です。更に、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の税関手続等に関する最新情報を利用者が必要とする時に、分かりやすい形で得られるようにすることが重要です。

このため、平成14年4月に税関ホームページを開設し、様々な情報を提供してきたところですが、平成19年5月に税関ホームページの全面リニューアルを行い、各税関が別個に開設していたホームページの集約、障害者や高齢者の利用に配慮したアクセシビリティの改善、全文検索機能の追加等を行ったほか、利用目的別にコンテンツを改めて整理するとともに、新たに税関関係用語集や関連リンクを追加するなど、国民の目線に立った、分かりやすく、使いやすいホームページ作りに取り組みました。

平成20年度においても、引き続き、読者の情報ニーズを踏まえつつ、AEO制度等の輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等においても、これらの情報を積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。

税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットによるものであることから、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。更に、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、カスタムスアンサー（インターネット版）を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。

### [事務運営の報告]

業績指標 5-3-13「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス状況の改善を目指し、AEO制度、品目分類、関税評価、水際取締状況等に関する情報の充実を図ったほか、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成の見直し、各コンテンツから関連情報へのリンクを追加して、利用者が求める情報がすぐに得られるようにし、利便性を向上させるなど、国民の目線に立った、より分かりやすく、使いやすいホームページ作りを取

り組みました。

なお、平成20年度の「税関ホームページへのアクセス状況」については、アクセス件数は120,448,937件（前年比1%増）、訪問者数は1,910,341者（同18%増）となりました。これは、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成の見直し、各コンテンツから関連情報へのリンクを追加するなどして、閲覧時に必要な情報をまとめたことから、訪問者は大幅に増加しています。なお、アクセス件数については、関連ページへのアクセスが容易になったため、アクセス件数は小幅の増加となっています。

◎業績指標 5-3-13：税関ホームページへのアクセス状況（単位：件）

|        | 平成19年度      | 20年度        |             |
|--------|-------------|-------------|-------------|
|        |             | 目標値         | 実績値         |
| アクセス件数 | 118,858,615 | 126,000,000 | 120,448,937 |
| 訪問者数   | 1,621,654   | 1,670,000   | 1,910,341   |

（出所）関税局総務課調

（注1）アクセス件数は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp>）を参照した件数。

（注2）訪問者数は、税関ホームページを訪問した者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者（IPアドレス）については、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上する。

○参考指標 5-3-32：税関手続及び様式のホームページへの掲載件数（単位：件）

|      | 平成16年度 | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 掲載件数 | 様式 160 | 様式 157 | 様式 383 | 様式 340 | 様式 389 |
|      | 手続 169 | 手続 169 | 手続 249 | 手続 260 | 手続 260 |

（出所）関税局監視課、業務課、調査課調

（注）掲載件数：「電子政府の総合窓口（e-Gov）」に掲載された税関手続（概要）及び税関ホームページに掲載された申請や届出等の様式の件数。

税関職員による説明会・講演会については、利用者の方々の要望を踏まえて、税関業務全般について説明等を行ったほか、新制度の導入あるいは制度改正に合わせて引き続き積極的に実施しました。

○参考指標 5-3-30：税関による講演会・説明会の開催回数（単位：件）

|     | 平成16年度 | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 講演会 | 342    | 392   | 329   | 332   | 309   |
| 説明会 | 987    | 1,139 | 1,108 | 1,085 | 1,021 |

（出所）関税局総務課調

（注）各税関で行われる業務説明会、講演会（主な対象者：通関業者等関連団体、貿易関係者、教師、学生など）の開催回数。

関税等の適正な賦課・徴収や、国民生活の安全・安心を確保するためには、輸出入者を始めとする利用者に対して税関の制度等の情報を分かりやすく提供し、広く認知されることが重要です。業績指標 5-3-14「輸出入通関制度の認知度」については、輸出入者及び通関業者を対象としてアンケート調査を実施し輸出入通関制度の認知度を測定したところ、

全ての項目において平成19年度の実績値以上となったものの、目標値には届きませんでした。今後、情報をより分かりやすく提供するなど、広報活動等の改善に取り組む必要があります。

◎業績指標 5-3-14：輸出入通関制度の認知度

(単位：％)

|                           | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |      |
|---------------------------|--------|------|------|------|------|------|
|                           |        |      |      |      | 目標値  | 実績値  |
| 事前教示制度                    | 64.0   | 69.4 | 63.9 | 69.8 | 70.0 | 70.4 |
| 他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明 | 64.6   | 66.7 | 61.7 | 60.2 | 70.0 | 67.7 |
| 納期限延長制度                   | 72.0   | 74.8 | 72.8 | 73.3 | 80.0 | 75.8 |
| 特例輸入申告制度<br>(旧：簡易申告制度)    | 74.8   | 78.0 | 73.4 | 79.0 | 80.0 | 86.3 |
| 特定輸出申告制度                  | —      | —    | —    | 68.4 | 70.0 | 75.8 |
| 特定保税承認制度                  | —      | —    | —    | 49.3 | 70.0 | 59.5 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP550参照。

(注2) 「特定輸出申告制度」については、平成18年3月導入であるため、平成18年度までの実績はない。

(注3) 「特定保税承認制度」については、平成19年10月導入であるため、平成18年度までの実績はない。

業績指標 5-3-15「密輸取締り活動に関する認知度」については、全国の税関においてアンケート調査を実施し、平成20年度は80.0％と、平成19年度の76.9％に比べると3.1ポイント増となりました。

「密輸取締り活動に関する認知度」については、近年は約8割の方に税関の密輸取締り活動を認知頂いているという結果がでています。このような中、平成20年度においては、税関見学者等に密輸取締り活動を紹介した広報ビデオを上映し、更に政府インターネットテレビでも同広報ビデオを配信したほか、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表(概要)を税関ホームページに掲載するなど、密輸取締り活動の認知度を上げるための取り組みを行いました。なお、認知度のアンケート調査の結果では、学生の回答者の認知度が低いという結果がでてきていることから、平成21年度においては、これを踏まえて広報活動を実施していきます。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)に掲載しています。)

◎業績指標 5-3-15：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：％)

|     | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |      |
|-----|--------|------|------|------|------|------|
|     |        |      |      |      | 目標値  | 実績値  |
| 認知度 | 68.6   | 78.4 | 80.0 | 76.9 | 80.0 | 80.0 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP551参照。

(注2) 18年度の数値については、精査の結果、平成20年度実施計画の数字とは異なっている。

## ○参考指標 5-3-31: 税関の密輸抑止効果についての認識 (単位: %)

|    | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----|--------|------|------|------|------|
| 評価 | 32.5   | 33.7 | 28.6 | 32.5 | 32.8 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。

(注2) 数値は、アンケート調査における7段階評価の上位2段階である「十分役立っている」及び「役立っている」の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP552参照。

## (参考) 税関の密輸抑止効果についての認識(密輸防止を目的とした広報活動に関する評価)

(上位3段階評価)

(単位: %)

|    | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----|--------|------|------|------|------|
| 評価 | 66.9   | 62.9 | 63.6 | 66.6 | 66.5 |

(注) 数値は、7段階評価の上位3段階である「十分役立っている」、「役立っている」及び「まあ役立っている」で集計した割合。

税関相談については、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう努めるとともに、研修等を通じて職員の接遇の向上に努め、税関相談についての利用者満足度が向上するよう業務運営に努めました。

業績指標 5-3-16「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」については、窓口来訪者、輸出入者、通関業者に対するアンケート調査によりこれらの利用者の印象、意見等を聞き、その結果について分析しました。

平成20年度のアンケート調査は、平成20年12月に全国の税関において窓口来訪者及び輸出入者を対象として実施し、764名から回答を頂きました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価(「大変満足」及び「満足」)を得た割合である「税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)」は、61.0%と目標値を上回りました。

これは、職員の法令知識・商品知識の充実や接遇の改善などに取り組んできた成果が現れたものと分析されます。

(アンケート調査の結果については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しています。)

## ◎業績指標 5-3-16: 税関相談制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度) (単位: %)

|     | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |      |
|-----|--------|------|------|------|------|------|
|     |        |      |      |      | 目標値  | 実績値  |
| 満足度 | 24.8   | 46.1 | 51.4 | 51.3 | 60.0 | 61.0 |

(出所) 関税局業務課調

(注) アンケート調査の概要についてはP551参照。

なお、上記の評価に「やや満足」を加えた上位3段階の評価を得た割合は、79.5%となっています。

(参考) 税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度) (上位3段階評価)

(単位: %)

|     | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|
| 満足度 | 45.9   | 75.7 | 72.1 | 71.7 | 79.5 |

○参考指標 5-3-33: 税関相談制度の運用状況 (相談処理件数)

(単位: 件)

|      | 平成16年   | 17年     | 18年     | 19年     | 20年     |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理件数 | 184,943 | 192,448 | 193,091 | 193,896 | 190,249 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

カスタムスアンサー (インターネット版) がインターネットを通じた税関手続に関する照会に的確に回答し、情報を適切に提供しているかを測定するため、業績指標 5-3-17「カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数」を設定しています。平成20年度においても、利用者にとって使いやすいものとなるよう、制度改正等を適時に反映し質問・回答内容を見直すなど、カスタムスアンサーの改善に取り組んだ結果、平成20年度の実績は目標値を上回りました。今後、更なる改善に努め、利用者により便利なものとなるよう取り組みます。

◎業績指標 5-3-17: カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数

(単位: 件)

|      | 平成16年度  | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度    |         |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      |         |         |         |         | 目標値     | 実績値     |
| 利用件数 | 123,047 | 150,273 | 165,127 | 172,921 | 178,000 | 181,752 |

(出所) 関税局業務課調

(注) カスタムスアンサー (インターネット版) のトップページへのアクセス件数。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

業績指標 5-3-16「税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)」を設定し、税関職員の接遇の改善や法令知識・商品知識の充実を図るなど業務改善に取り組んだ結果、目標値を上回ることができました。また、業績指標 5-3-1「事前教示制度の運用状況 (事前教示に一定期間以内で回答した割合)」を設定し、事前教示制度において、適切な日程管理を行うなどの確・迅速な制度運用に努めた結果、文書及び口頭による回答の双方において、一定期間 (文書: 30日、口頭: 即日) 内で回答した割合が極めて高いものとなるとともに、平均処理日数についても、目標 (15日以内) を達成しています。

更に、社会悪物品等の取締りについては、業績指標 5-3-3「事前選定による検査指数」を設定し、海上スクリーニングシステムや貨物の事前報告情報等の活用にも努めた結果、より効果的・効率的な取締りを行うことができました。

**政策目標に係る予算額**: 平成20年度予算額: 30,292百万円 [19年度予算額: 29,463百万円]

当該予算は、通関、徴税、監視取締り等税関業務を行う上で必要な業務経費です。

平成20年度予算の主な増要因は、国民の安全・安心の確保を図る観点から、銃砲・不正薬物・テロ関連物資の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化および利用者の利便性向上を図るための税関システムの更新及び次世代シングルウィンドウの開発に係る経費です。

## 5. 平成19年度政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 関税等の適正な賦課及び徴収

#### ① 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、関税分類・関税評価・原産地認定を担当する部門と輸出入通関を行う部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識と専門性の向上を図り、的確な通関審査に努めました。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めました。

#### ② 事前教示

事前教示については、適正な納税申告を確保する観点から文書による事前教示手続の慇懃に努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みました。

#### ③ 通関業者に対する指導・監督

適切かつ迅速な通関を確保するため、申告誤りに対する適時・適切な指導に努め、通関業法に義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について立入調査による検証・助言を行うとともに、法令違反があった場合には厳正に行政処分を行いました。

#### ④ 保税制度の適切な運用

適正な納税申告の確保を図るため、保税地域の許可等の際に申請者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、被許可者の法令遵守状況等を確認するための立入検査、貨物保全措置の点検等を実施すること等により、引き続き保税制度の適切な運用に努めました。

### (2) 社会悪物品等の密輸阻止

#### ① 取締体制の整備

税関においては、覚せい剤や麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品等の密輸事犯の手口が悪質化・巧妙化する中で、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の向上に努めるとともに、有効な取締・検査機器を導入・活用することにより、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行いました。具体的には、水際における取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的です。そのため、積荷及び旅客等に関する事項の入港前の報告を活用し、より充実した旅客及び貨物のスクリーニングを行いました。このほか、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、

---

効率的な活用に努めるとともに、平成18年6月に取りまとめた「検査機器に関する懇話会」における検討結果も踏まえて、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行いました。

平成20年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行いました。

## ② 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との連携の一層の強化を図りました。国内関係機関や外国税関当局等との情報交換体制の更なる拡大・充実に努めた結果、密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合が向上しました。更に、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めたほか、平成20年度においては、新たに税関相互支援協定をマカオと締結、オランダとは署名し、ベトナム、スイスとの間のEPAにおいては、税関当局間の情報交換の規定を盛り込むとともに、締結済みの相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めました。

## (3) 税関手続における利用者の利便性の向上

### ① 通関手続の迅速化のための制度の利用促進等

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化する我が国のAEO制度である特例輸入申告制度（旧簡易申告制度）、特定輸出申告制度、特定保税承認制度、認定通関業者制度及び特定保税運送者制度の利用者の一層の拡大等を図るとともに、平成21年度関税改正においては、AEO制度の対象者を製造者に拡大することにより、サプライチェーン全体にわたるAEO制度を構築しました。更に、平成20年5月14日、ニュージーランドとは、本年5月に我が国にとって初めての、世界的にも2例目、双方向の物流を対象とした取組としては世界で最初の合意を行い、平成20年10月20日から、当該相互承認に基づく通関が行われています。また、米国、EUとの間で相互承認協議を進めました。更に、日中韓3か国関税局長・長官会議での合意を踏まえ、中韓との間で、AEOプログラムに係るワーキンググループ設置に合意したほか、カナダ、シンガポール及びマレーシアとの間でも相互の制度について研究を行いました。

### ② 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員研修の見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度の改善と一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用に努めました。

## (4) 次期税関システムの開発・導入等による利用者の利便性向上

NACCS等の税関システムについては、システムの管理体制を充実することにより、



安定稼働に努めるとともに、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上に貢献するために、税関手続の改善等のほか、税関の業務及びシステムの最適化に向けた見直しにも重点的に取り組みました。

また、新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させました。

#### （5）独立行政法人通関情報処理センターの民営化

独立行政法人通関情報処理センターについては、組織形態を株式会社とすることによる業務運営の更なる効率化や、新規業務の展開などにより利用者の利便性向上が期待できることから、民営化することとしました。その結果、平成20年5月23日に成立した「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、同センターを解散し、新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が平成20年10月1日に設立されました。

#### （6）実効性のある税関行政実現のための情報提供

##### ① 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供については、平成20年度においても引き続き内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上に取り組みました。

具体的には、施策5-3-6の事務運営の報告に記載したもののほか、関税関係通達・様式の充実、ニュース等のポイントをすばやく伝える「関税局・税関の動き」、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表の概要を伝える「各税関の事件発表」の掲載に努めるとともに、個別項目としては、郵便物の通関手続の変更のお知らせや、税関発給コードの申請方法などについてもホームページを使って情報提供を行いました。また、講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めました。

このほか、平成20年度においては、税関の密輸取締りを紹介した広報ビデオの税関見学者等への上映、密輸情報提供リーフレットの配布など、広報啓発活動の積極的展開に取り組みました。

##### ② 税関相談

税関相談については、より一層分かりやすい適切な助言が行えるよう努めるとともに、利用者満足度の一層の向上を図るため、引き続き研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めました。また、カスタムスアンサーについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなった分かりやすいものとするため、掲載項目の追加等による内容の充実や見直しに努めました。

### 6. 目標を巡る外部要因等の動向

#### （1）関税等徴収額

関税等徴収額については、貿易の拡大に伴い輸入額が増加していることから、増加傾向にあり、平成19年度で約5.6兆円（全体の国税収入の10.7%に相当）に達しています。この

ため、税関における関税等の適正な賦課及び徴収は、歳入確保の観点から極めて重要なものとなっています。

○参考指標 5-3-1：関税等徴収額（国税全体に占める割合を併記）（単位：億円、%）

|            | 平成16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度  |
|------------|----------|--------|--------|--------|-------|
| 徴収額        | 42,998億円 | 49,147 | 54,036 | 56,467 | N. A. |
| 国税全体に対する割合 | 8.9%     | 9.4    | 10.0   | 10.7   | N. A. |

（出所）関税局業務課調

（注1）徴収額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税及び地方道路税、並びに石油税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による徴収額／国税徴収額。

（注3）平成20年度実績値は、平成21年7月以降にデータが確定するため、平成21年度実績評価書に掲載予定。

（2）平成20年の我が国の貿易動向

総合目標 5 6.（5）（P102）参照。

○参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移（P103に掲載）

（3）輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

輸入許可・承認件数が年々増加している一方、輸出許可件数については減少が見られますが、引き続き税関に対する行政需要は一層増大しています。

詳しくは政策目標 5-1 6.（2）（P330）参照。

○参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移（P330に掲載）

（4）旅具通関の迅速化

入国旅客等の携帯品等に係る徴税事務を適正かつ迅速に行うため、ACTIS（旅具通関事務電算システム）を導入し、関税等の税額計算や納税告知書の作成を電算化するとともに、累次のシステム更改等を行い、旅具通関の迅速化を図っています。

（注）ACTIS（Airport Customs Taxation Information System）：入国旅客等の旅具通関時における携帯品、別送品、託送品の徴税処理を行うシステムのことをいいます。

（5）関税等の滞納整理中の税額

関税等を納期限までに完納しないなどの理由で発生した滞納については、徴収権の税関間での引継ぎにより効率的・効果的な徴収を行うなど納税義務の履行を確保すべく努めています。

○参考指標 5-3-4：関税等の滞納整理中の税額（単位：百万円）

|          | 平成16年度 | 17年度  | 18年度   | 19年度   | 20年度   |
|----------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 滞納整理中の税額 | 1,510  | 8,772 | 25,829 | 26,538 | 26,553 |

（出所）関税局業務課調

（注1）関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額。

(注2) 平成17年度・平成18年度の税額が極端に増加しているのは、同年度に摘発された大口脱税事件に係る滞納の発生によるもの。

## (6) 外国貿易船等入国数及び入国旅客数

平成20年における外国貿易船等の入港数及び入国旅客数は以下の通りとなっています。

### ○参考指標 5-3-13：入港船舶・航空機数及び入国旅客数 (単位：隻、機、万人)

|       | 平成16年    | 17年     | 18年     | 19年     | 20年     |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 外国貿易船 | 136,326隻 | 135,927 | 137,935 | 134,827 | 129,890 |
| 外国貿易機 | 150,110機 | 159,615 | 165,526 | 172,864 | 174,386 |
| 特殊船   | 4,521隻   | 4,424   | 4,035   | 4,324   | 4,055   |
| 特殊機   | 6,844機   | 7,413   | 5,752   | 5,918   | 5,691   |
| 入国旅客数 | 2,370万人  | 2,490   | 2,571   | 2,649   | 2,520   |

(出所) 関税局監視課調 (入国旅客数のみ「法務省出入国管理統計年報」)

(注1) 本邦に入港した外国貿易船(機)及び特殊船(機)の入港隻数。

- ・外国貿易船(機)：外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機。
- ・特殊船(機)：客船、国際チャーター機など、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で、外国貿易船(機)以外のもの。

(注2) 入国旅客数の平成20年は速報値である。

## (7) 密輸摘発実績等

密輸摘発実績等のうち、覚せい剤については、平成20年の摘発件数は110件(対前年比53%増)と平成16年の103件を上回り過去最高を記録し、押収量は408kg(対前年比42%増)と大幅に増加しました。

密輸形態としては、航空機旅客による密輸事犯が最も多く、また船舶乗組員による覚せい剤の大量密輸入事件を摘発しており、これらに的確に対応するため、各種情報や検査機器の有効活用に努め、社会悪物品等の一層効果的な水際取締りを行っていきます。

平成20年(年度)における密輸摘発実績等は、以下の通りとなっています。

### ○参考指標 5-3-14：旅具検査における摘発件数 (単位：件)

|      | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 摘発件数 | 391    | 276  | 379  | 330  | 299  |

(出所) 関税局監視課調

(注) 税関が旅具検査(携帯品、別送品、託送品等の検査)において不正薬物・銃砲・ワシントン条約該当物品・知的財産侵害物品を摘発した件数。

○参考指標 5-3-15：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（不正薬物・銃砲）

（単位：件、Kg、千錠、丁）

|      | 平成16年   | 17年 | 18年 | 19年   | 20年 |
|------|---------|-----|-----|-------|-----|
| 不正薬物 | 562件    | 340 | 378 | 359   | 293 |
|      | 1,358kg | 679 | 377 | 811   | 498 |
|      | 429千錠   | 249 | 142 | 1,326 | 159 |
| 銃砲   | 4件      | 2   | 4   | 6     | 1   |
|      | 5丁      | 4   | 15  | 10    | 1   |

（出所）関税局調査課調

○参考指標 5-3-16：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（盗難車両）（単位：件、台）

|      | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 摘発実績 | 369件  | 298 | 224 | 174 | 148 |
|      | 658台  | 502 | 459 | 269 | 289 |

（出所）関税局業務課調

○参考指標 5-3-17：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（偽造カード等）（単位：件、枚）

|      | 平成16年   | 17年    | 18年   | 19年    | 20年   |
|------|---------|--------|-------|--------|-------|
| 摘発実績 | 9件      | 11     | 2     | 8      | 12    |
|      | 10,589枚 | 17,437 | 1,503 | 11,463 | 8,809 |

（出所）関税局調査課調

（注）偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

○参考指標 5-3-18：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（ワシントン条約該当物品）

（単位：件）

|        | 平成16年 | 17年   | 18年   | 19年 | 20年 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 輸入差止件数 | 1,484 | 1,152 | 1,230 | 951 | 661 |

（出所）関税局業務課調

（注）19年度の数値については、精査の結果、平成19年度評価書の数字とは異なっている。

○参考指標 5-3-19：社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績（知的財産侵害物品）（単位：件）

|        | 平成16年  | 18年    | 18年    | 19年    | 20年    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 輸入差止件数 | 12,497 | 15,467 | 22,937 | 22,661 | 26,415 |

（出所）関税局業務課調

（新）○参考指標 5-3-20：関税法等違反事件の処分件数（告発処分件数）

（単位：件）

|        | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 告発処分件数 | 398   | 254 | 264 | 300 | 241 |

（出所）関税局調査課調

## (新) ○参考指標 5-3-21 : 関税法等違反事件の処分件数 (通告処分件数) (単位: 件)

|        | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 通告処分件数 | 739   | 767 | 900 | 758 | 621 |

(出所) 関税局調査課調

## ○参考指標 5-3-22 : 知的財産関連輸入差止申立等件数 (単位: 件)

|       | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 申立等件数 | 130    | 260  | 301  | 379  | 367  |

(出所) 関税局業務課調

(注) 各年度内に新たに関税法第69条の13に基づき権利者から輸入差止申立てがあった件数と情報提供があった件数、及び各年度内に権利者から輸入差止申立て等の継続期間の延長の申請があった件数。

## (新) ○参考指標 5-3-23 : 輸出事後調査実績 (実施件数) (単位: 件)

|      | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 実施件数 | —     | 40  | 341 | 568 | 765 |

(出所) 関税局業務課調

(注) 本制度の導入が平成17年10月1日であるため、平成16年の実績はない。

## (8) 関係機関との連携・情報収集実績

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等との情報交換を積極的に図るとともに、関係機関のみならず、民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、国内関係機関から密輸に関する個別情報の収集に努めるとともに、税関相互支援協定等に基づく外国税関との情報交換、外国関係機関からの情報収集に努めました。また、関係団体には「密輸防止に関する覚書」に基づき密輸に関する情報提供を依頼するとともに、税関ホームページやポスター等により、幅広く密輸に関する情報提供を依頼しました。

平成20年(年度)における関係機関との連携・情報収集の実績は、以下の通りとなっています。

## ○参考指標 5-3-24 : 関係機関との連携・情報収集の実績

## (国内関係機関からの情報入手件数) (単位: 件)

|        | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 情報入手件数 | 270    | 133  | 148  | 173  | 168  |

(出所) 関税局調査課調

(注) 国内の関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報(国内で摘発した密輸事件についての通報(文書か否かを問わない)を受けたものを含む。)の件数。

## (外国関係機関との情報交換件数) (単位: 件)

|        | 平成16年 | 17年   | 18年   | 19年   | 20年   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 情報交換件数 | 2,744 | 3,422 | 4,868 | 5,889 | 6,605 |

(出所) 関税局調査課調

(注) 外国税関(含む在京アタッシェ)、WCO、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、接受件数。

○参考指標 5-3-25: 関係機関との連携・情報収集の実績

(密輸防止に関する覚書に基づく通報件数) (単位: 件)

|      | 平成16年 | 17年   | 18年   | 19年   | 20年   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通報件数 | 3,130 | 2,439 | 2,158 | 2,116 | 2,035 |

(出所) 関税局監視課調

(注) 「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

(密輸情報ダイヤルへの情報提供件数) (単位: 件)

|      | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 通報件数 | 124    | 132  | 185  | 203  | 277  |

(出所) 関税局調査課調

(注) 各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

○参考指標 5-3-26: 関係機関との連携・情報収集の実績(国内関係機関との共同取締・犯則調査件数) (単位: 件)

|             | 平成16年度 | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 共同取締・犯則調査件数 | 5,324  | 5,930 | 5,769 | 5,847 | 5,699 |

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注) 国内関係機関(警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等)と共同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上

引き続き推進 改善・見直し 廃止

業績目標 5-3-1 関税等の適正な賦課及び徴収

引き続き推進 改善・見直し 廃止

業績目標 5-3-2 社会悪物品等の密輸阻止

引き続き推進 改善・見直し 廃止

業績目標 5-3-3 税関手続における利用者の利便性の向上

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 5-3-4 次期税関システムを開発・導入することにより、利用者の利便性の向上を図る。(成果重視事業)

引き続き推進 改善・見直し 廃止

施策 5-3-5: 独立行政法人通関情報処理センターの民営化

引き続き推進 改善・見直し 廃止

## 施策 5-3-6 実効性ある税関行政実現のための情報提供

引き続き推進

改善・見直し

廃止

### (2) 企画立案に向けた提言

#### ① 関税等の適正な賦課及び徴収

##### イ 通関審査及び事後調査の的確な実施

通関時において的確に審査・検査を実施できるよう、引き続き研修等を通じて通関部門職員の関係法令や商品等に対する知識向上に努めます。また、事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めていきます。

平成21年度においても、原産地認定事務、関税分類・分析事務、関税評価事務等の専門性のより高い業務の充実を引き続き図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう業務運営を行います。

##### ロ 通関業者に対する指導・監督

適正かつ迅速な通関を確保するために、誤った申告等に対する適時適切な指導をはじめ、立入調査による法令遵守体制の検証・助言など、通関業者に対する、指導・監督の充実に努めます。

##### ハ 事前教示制度

文書及び口頭による照会に対する事前教示制度については、税関窓口等においてメリットを丁寧に周知するほか、その対応にあたり全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、引き続き一定期間内で回答した割合を業績指標に設定することにより、照会に対し迅速に対応するよう努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組みます。

#### 二 保税制度の適切な運用

引き続き、保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の立入検査を実施すること等により保税制度の適切な運用に努めます。

#### ② 社会悪物品等の密輸阻止

##### イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、詳細な貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、より充実した貨物及び旅客のリスク評価を行っていきます。また、各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締・検査機器の拡充・高度化を図り、効率的な活用に努めるとともに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するとともに、大学・研究機関等と共

---

同で、先端技術を活用した検査機器の導入に向けた取組を行います。

平成21年度においても引き続き、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行います。

#### ロ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図ります。

国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めます。また、外国税関との協力関係については、現在、18カ国・地域との間で税関相互支援協定等を結び、情報交換の促進に努めていますが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出し地での情報を確保する観点から、今後、締結国の拡大を図るとともに、締結国間における積極的な情報交換を図っていきます。

### ③ 税関手続における利用者の利便性の向上

#### イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立

国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度である特例輸入申告制度、特定輸出申告制度、特定保税承認制度、認定通関業者制度、特定保税運送者制度及び認定製造者制度について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め、制度利用の拡大を図ります。また、我が国と同様のAEO制度を導入している米国・EU等との間で相互承認協議等を推進するとともに、アジア諸国等におけるAEO制度に関する技術支援を実施します。

#### ロ 利用者満足度の向上

輸出入通関における利用者満足度が前年度実績から向上しているものの平成20年度における目標値を達成していないことから、輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、引き続き、職員の資質の向上や法令・商品知識などの向上を図るための研修を充実するとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用にも努めていきます。

また、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めていきます。

なお、利用者の方々の意見に関してより適切な調査を行うため、アンケート調査の手法等についても見直しを行います。

### ④ 税関手続システムの更改等による利用者の利便性の向上

NACCSについては、今後ともシステムの管理体制の充実を図ることにより、安



定稼働に努め、平成22年2月に更改を行う予定のA i r - N A C C Sと統合し、一つのシステムとします。

更に、シングルウィンドウについては、貿易手続改革プログラム（平成20年8月改定）において、稼働後においても継続的に見直しを行うこととなっており、平成21年10月に港湾管理者の手続を、平成22年2月に空港の入出港手続におけるシングルウィンドウ機能の提供や経済産業省のJ E T R A S（貿易管理オープンネットワークシステム:貿易管理手続システム）のN A C C Sへの統合等を実現することとしています。

また、その他の関係省庁システムの統合についても、システムの更改時期をとらえて統合を行うこととしており、今後、関係省庁間において統合を目指して検討を行うこととしています。

## ⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

### イ 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要があります。平成20年度においてはニュース等のポイントをすばやく伝える「関税局・税関の動き」、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表の概要を伝える「各税関の事件発表」の掲載に努めてきましたが、平成21年度においても引き続き、内容の充実、速報性の確保、利便性の向上に努めます。また、あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めます。

また、国民の皆様には税関の役割等を知って頂き、税関の密輸取締り活動にご理解・ご協力を頂くため、引き続き、ホームページ等における情報の充実をはじめ、政府広報を活用するなど、税関広報活動の充実に努めます。

### ロ 税関相談

関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等について、より一層国民の皆様に分かりやすく適切な助言が行えるよう、窓口での相談及び電話による税関相談を的確かつ迅速に実施していくよう努めます。

カスタムスアンサーについては、利用者の方々の要望にかなったものとするよう、引き続きニーズの把握に努めるとともに、制度改正等を踏まえた掲載項目の追加等による内容の充実や従来の質問・回答内容の見直しを行います。

## (3) 平成22年度予算要求等への反映

納税環境の整備を通じて適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、事前教示や通関審査及び事後調査の的確な実施、保税制度の適切な運用等において必要な経費が確保されるよう努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締り体制の整備及び検査機器等の充実化を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の

---

一層効果的な水際取締りが可能となるよう必要な経費が確保されるよう努めます。

特に平成22年度は、羽田空港再拡張に伴う国際旅客ターミナルの供用開始に対応するために必要な経費の確保に努めます。

更に、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度の利用拡大に努めるとともに、米国、EU等との間の相互承認の早期実現に向けて協議を推進するため、必要な経費の確保に努めます。

加えて、これらの施策について、制度のメリット等を税関ホームページや説明会等を通じて周知に努め、税関の取組みに対する国民の理解度の向上や新しい制度等の利用拡大が図られるよう、必要な経費の確保に努めます。